

未受講の方は、至急！受講して下さい。
(全ての工事事業者が研修の対象です)

受講の実績は、当局を含む下記の 20 事業者で共有されます。

令和5年度 日本水道協会神奈川県支部

指定給水装置工事事業者研修会

指定給水装置工事事業者研修会を開催しています

実施形態 eラーニング

受講期間 令和6年1月10日(水)～令和6年2月22日(木)

研修内容 水道法改正による指定の更新制
給水装置に関連する規定・給水装置の維持管理
誤接合等に係る事故防止・需要者への情報提供
厚生労働省からの通知等

受講者 日本水道協会神奈川県支部のいずれかの水道事業者から
指定(令和5年10月1日時点)を受けている指定給水装置工事事業者。
※令和5年10月2日以降に指定を受けた指定給水装置工事事業者は、
受講できない場合があります。

※この研修会を受講していただく指定給水装置工事事業者の方には、
令和6年1月に「指定給水装置工事事業者研修会開催のお知らせ」を郵送いたします。
受講方法等は、上記のお知らせ又は川崎市上下水道局ホームページをご確認ください。
(<https://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000155967.html>)

ご不明な点は、以下の指定給水装置工事事業者に関する窓口までお問い合わせください。

- ・横浜市水道局
- ・川崎市上下水道局
- ・神奈川県企業庁企業局
- ・小田原市水道局
- ・相模原市津久井土木事務所
- ・座間市上下水道局
- ・秦野市上下水道局
- ・三浦市上下水道部
- ・南足柄市上下水道課
- ・横須賀市上下水道局
- ・愛川町水道事業所
- ・大井町生活環境課
- ・開成町街づくり推進課
- ・中井町環境上下水道課
- ・箱根町上下水道温泉課
- ・松田町環境上下水道課
- ・真鶴町上下水道課
- ・山北町上下水道課
- ・湯河原町水道課
- ・清川村環境上下水道課

日本水道協会神奈川県支部

(研修会事務局：川崎市上下水道局サービス推進部給水装置課業務係 TEL：044-200-3141)

水道管路情報 ウェブサイトで公開!

水道管路情報（給水分岐管台帳平面図）の一部の情報をウェブサイトから閲覧できます。

アクセス方法

・専用URLからご利用いただけます。URLの取得方法は、次のとおりです。

専用URL発行ページ：<https://suidokanro-info.kawasaki-gsa.jp/web/> [こちらをクリック](#)

①専用URLの送付先となるメールアドレスを入力します。

②メールに届いたURLをウェブサイトのアクセスバーに入力すると、システムにアクセスして川崎市の白地図が表示されます。

③操作方法については、操作マニュアルをご確認ください。

川崎市上下水道局HPトップページ⇒事業者の方へ⇒「水道管路情報ウェブサイトでの公開」
⇒操作マニュアル

推奨環境：PC、タブレット（Google Chrome または Microsoft Edge 推奨）

※ モバイル端末などディスプレイサイズが小さな端末では一部の機能が動作しない場合があります。

! 注意事項

- ・当ウェブサイトにて公開する情報は、管路情報の一部であり、電子申請及び窓口申請により提供する情報と異なります（400 mm以上の配水管や工業用水管等は公開していません。）。
- ・データ更新時期等の事情により、提供情報が現状と異なる場合があります。
- ・専用URLの有効期間は、発行から20分間です。
- ・当ウェブサイトの利用人数には限りがあるため、アクセスが集中した場合は一時的に利用できなくなります。その際は、時間を空けてから再度アクセスしてください。
- ・当ウェブサイトの利用時間には制限があるため、必ずマニュアルを一読の上、アクセスしてください。
- ・給水管情報は縮尺設定を500以下に設定すると表示されます（縮尺によって表示される情報が異なります。）。

川崎市上下水道局水道部水道計画課

電話：044-200-2483 FAX：044-200-3943 メールアドレス：80keikaku@city.kawasaki.jp

給水装置設計施行指針の改正及び
指定範囲における PD・VD 管の指定廃止について

令和 6 年 4 月 1 日に給水装置設計施行指針を改正します。

具体的な改正内容については、3 月下旬に当局ウェブサイトにおいて新旧対照表でお知らせします。

今回の主な改正点は、令和 5 年の通知（令和 5 年 3 月 2 日 4 川上サ給第 738 号）によりお知らせしましたとおり、指定範囲（配水管の取付口から第一止水栓まで）における給水装置工事の 50mm 以下の給水管種は、ポリエチレン粉体ライニング鋼管（PD）及び硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD）を廃止し、指定管種をステンレス鋼管（SUS）のみに変更となります。

1 適用日

令和 6 年 4 月 1 日工事受付分から

- ※ 経過措置として、令和 6 年 3 月 31 日までに申込みをされる給水装置工事（事前協議しているものも含まれます）については、従来の器材を使用することができます。

2 指定廃止となる給水用具

ポリエチレン粉体ライニング鋼管（PD）
硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD）
分水用自在継手
ユニオン
水道用ライニング鋼管用液状シール剤
水道用ライニング鋼管用ねじ切り油剤

- ※ 上記以外の器材（分水サドル、止水栓等）の仕様は変更ございません。

3 給水装置設計施行指針の改正内容

第3章 3.5.1 一般事項

● PD・VD の記載の削除

(理由)

令和5年度で、PD・VDの猶予期間が終わるため、文言を削除します。

(削除項目)

③ 水道用ポリエチレン紛体ライニング鋼管 (PD) 及び水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (VD) は、猶予期間として、令和5年度末まで使用ができる。

⑦ 配水管から防食処理鋼管 (PD 又は VD 口径 25mm～50 mm) で取出す場合は、分岐後に分水用自在継手を使用し、S字に曲げ配管すること (図 3-16 参照)。なお、波状部が均等になるよう滑らかに曲げ、曲げ角度は 90 度以内とすること。

⑧ 配水管から防食処理鋼管 (PD 又は VD 口径 25mm～50 mm) で配管する場合は、分岐から宅内の止水栓等までの継手部に管端防食継手、管端防食コア等を使用すること。なお、管端防食コア等の装着は確実にを行い、管端の鋼管部が接水しないようにすること。

※⑦、⑧について、PD 及び VD は、猶予期間として、令和5年度末まで使用ができる。

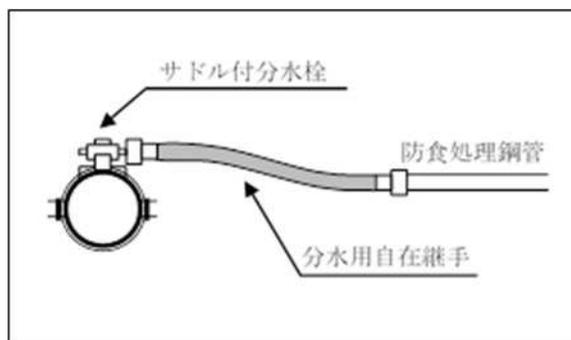


図 3-16 口径 25mm～50mm の取出し

II 配管例 取出しから第1バルブまで

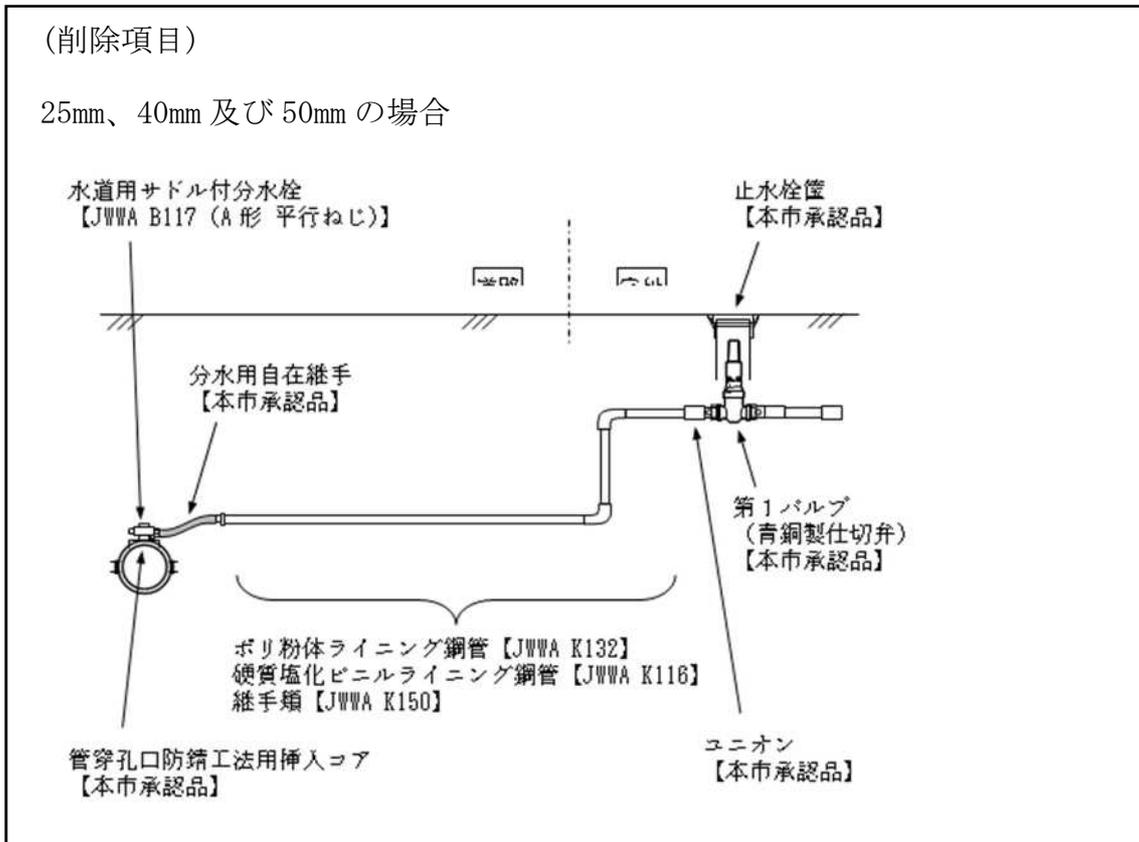
● PD・VD の記載の削除

(理由)

令和5年度で、PD・VDの猶予期間が終わるため、図を削除します。

(削除項目)

25mm、40mm 及び 50mm の場合

川崎市上下水道局 **検索**

アクセス先ウェブサイト

川崎市上下水道局トップページ

⇒ 事業者の方へ

⇒ 給水装置関連

⇒ 給水装置設計施行指針 (3月下旬以降に更新します)

<https://www.city.kawasaki.jp/800/category/226-13-5-0-0-0-0-0-0-0.html>

修繕施行事業者の登録情報更新について

修繕施行事業者制度

漏水修理や給水装置の修繕などを行うお客さまが施工者を選定する際の利便性向上を図るため、一定の要件を満たす指定給水装置工事事業者が届出を行うことにより、修繕施行事業者として登録する制度です。

修繕施行事業者としてご登録いただいた場合は、上下水道局ホームページに事業者情報を掲載するほか、お客さまからのご要望に応じてご案内いたします。

登録済みの方は次のページをご確認のうえ、
変更がある場合は、必ず更新して下さい！

川崎市上下水道局 HP トップページ

川崎市上下水道局

検索

⇒ 暮らしの中の上下水道

⇒ 困ったときには

⇒ 指定給水装置工事事業者

(<https://www.city.kawasaki.jp/800/category/225-10-8-0-0-0-0-0-0-0.html>)



更新手続き等について

※新規の登録も、こちらからのウェブサイトをご利用ください。

川崎市上下水道局 HP トップページ

川崎市上下水道局

検索

⇒ 事業者の方へ

⇒ 給水装置関連

⇒ 各種申請（オンライン申請）と書式のダウンロード

⇒ 4 指定給水装置工事事業者に係わる申請

(<https://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000133682.html>)



■ 修繕施行事業者の責務（抜粋）

修繕施行事業者は、以下に掲げる責務を有します。（抜粋）

公益社団法人日本水道協会神奈川県支部が行う指定給水装置工事事業者向けの講習会に毎回参加すること。

お客さまからの修繕工事の依頼に対し、迅速、丁寧かつ誠実に対応すること。

お客さまから市負担範囲に該当する給水装置の修繕の工事の依頼があった場合は、上下水道局お客さまセンターを案内すること。

公正な取引を確保するため、修繕工事の依頼の受付から完成後までの各段階において、次の事項の説明等を誠実に言い、お客さまの了承を得ること。

ア 依頼の受付時 出張及び見積り作成の費用並びに夜間及び休日における割増の費用の説明

イ 着手前 修繕工事に要する費用の書面による提示

ウ 施工中 修繕工事に要する費用に変更が生じた場合、その費用の説明

エ 完成後 施工の内容、修繕工事で使用した材料、費用及び内訳の書面による提示

お客さまから苦情があったときは、迅速かつ適切に対応すること。

修繕施行事業者は、登録内容に変更があった場合又は登録の取消しを行う場合は、速やかに給水装置修繕施行事業者を管理者に提出しなければならない。

■ 連絡先

川崎市上下水道局 サービス推進部 給水装置課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

Tel : 044-200-3141

Fax : 044-200-3997

給水装置工事の適正施行の確保について

本市指定給水装置工事事業者におかれましては、水道法をはじめとして本市水道条例などの各種法令を遵守したうえで、給水装置工事の適正施行確保に努めていただき、誠にありがとうございます。

必要な職務を怠ったことによって水道施設に障害を与える恐れを生じさせた給水装置工事主任技術者に対しては、国が水道法に基づく免状の返納命令を出す場合も御座います。

本市におきましても、『川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程』に違反する行為が確認された場合は、『川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反に係る措置要綱』に基づく措置を行うこととなりますので、改めてお知らせいたします。

なお、上記規程・要綱については、当局ウェブサイトに掲示していますので、ご確認ください。

川崎市上下水道局 検索

アクセス先ウェブサイト

川崎市上下水道局トップページ

⇒ 事業者の方へ

⇒ 給水装置関連

⇒ 給水装置資料室

- ・『川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程』
- ・『川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反に係る措置要綱』
(<https://www.city.kawasaki.jp/800/category/226-13-2-0-0-0-0-0-0-0.html>)



道路占用工事の完了・満了手続きに伴う資料提出について

日頃から、水道事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、給水装置工事に関する道路占用許可につきましては、工事完了後、『川崎市道路占用規則』に定められた期限までに完了届・満了届を提出しなければなりません。

サービスセンターでは、給水装置工事の適正な業務執行に努めているところですが、各届出に必要となる工事写真等が未提出となっている事例が見受けられます。

これらの資料を提出されていない工事につきましては、速やかにご提出くださるよう、重ねてお願い申し上げます。